

霧島市印鑑条例及び霧島市民カードに関する条例の一部改正について

霧島市印鑑条例及び霧島市民カードに関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日提出  
霧島市長 中重真一

霧島市印鑑条例及び霧島市民カードに関する条例の一部を改正する条例

(霧島市印鑑条例の一部改正)

第1条 霧島市印鑑条例（平成17年霧島市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの第6条第2項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第7条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を削る。

第14条第1項第5号中「、氏」の次に、「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第16条中「印鑑登録番号及び印鑑登録年月日」を「同条第1項第1号、第2号、第5号及び第7号に掲げる事項」に、「電子計算組織から出力し作成」を「記載」に改め、同条ただし書を削る。

(霧島市民カードに関する条例の一部改正)

第2条 霧島市民カードに関する条例（平成17年霧島市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第6条第2項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

#### (提案理由)

令和元年11月5日に、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が施行され、氏に変更があった者については、住民票に旧氏の記載を求めることが可能になること等を踏まえ、関係条例の所要の改正をしようとするものである。